

○豊島区地域活動交流センターの施設使用等に関する要綱

平成29年3月30日

区民部長決定

(目的)

第1条 この要綱は、豊島区地域活動交流センター条例（平成29年条例第12号。以下「条例」という。）および豊島区地域活動交流センター条例施行規則（平成29年規則第24号。以下「規則」という。）に基づき、地域活動交流センター（以下「センター」という。）の登録団体への支援を推進することを目的とする。

(施設利用)

第2条 条例第6条に規定する登録団体の作業コーナー及び会議室の利用は、登録団体が事前にセンターの総合案内に予約の上、利用するものとする。予約の手続きは、規則第9条第2項に規定する運営協議会が定める利用方法によるものとする。

2 上記の利用において、条例第6条1項のただし書きにより、総合案内開設時間以外に作業コーナー及び会議室を利用する場合は、登録団体は区が発行する団体登録証（別記様式1）をとしま産業振興プラザ1階の事務室に提示し、センターの鍵を借り受けて入館し、退館時に同事務室に鍵を返却するものとする。施設の利用は、規則第9条第2項に規定する運営協議会が定める利用方法によるものとする。

(付帯設備)

第3条 区は登録団体の活動支援のため、下記の付帯設備を設置する。

(1) メールボックス

(2) ロッカー

2 前項1号のメールボックスの登録団体による利用は、下記によるものとする。

(1) 利用は規則第3条に規定する団体登録申請書により申請し、規則第4条に規定する登録承認通知書による区の承認を得て行う。

(2) メールボックスを郵便物の受取先とする場合は、宛先を「地域活動交流センター気付（団体名）」とする。また、センターを登録団体の登記先とすることは不可とする。

(3) 受取印を要するものは受け取れない。

(4) 区の利用承認期間終了後、登録団体は速やかに保管物品を引き取る。

3 前項2号のロッカーの登録団体による利用は、下記によるものとする。

(1) 登録団体がロッカーを利用する場合は、別記様式2により区へ申込み、使用を開始する前日までに、区が発行する納入通知書により別表に掲げる費用を区へ納付する。

(2) 前号の規定により納付された費用は返還しない。ただし、区長が必要と認めるときは、この限りではない

(3) ロッカーの利用期間は、毎年4月から1年間とする。但し、年度途中から利用する場合は、翌月より当該年度末までとする。利用を更新する場合は、本条1項に規定する費用を更新年の3月末日までに区へ納付する。

(4) 利用期間終了後、登録団体は速やかに保管物品を引取る。

4 本条各項の規定以外のセンターの付帯設備の利用については、規則第9条第2項に規定する運営協議会が定める利用方法に沿って行うものとする。

(広報物の掲示)

第4条 登録団体は、センターの総合案内での確認を受けた上で、公益的な活動に係る下記の掲示物をセンターに掲示できる。掲示期間は最大2か月とし、確認時に掲示期間の押印を受け掲示するものとする。

(1) 地域活動および地域協働に関する行事の案内

(2) 地域活動および地域協働に関する情報や資料

(3) 公益活動のための登録団体による通知

(4) 区の施策に関する案内

(5) そのほか、区長が必要と認めたもの

2 登録団体は、掲示期間終了日までに、掲示物を撤去するものとする。

3 区は1項の各号の要件を満たさない掲示物および掲示期間が終了した掲示物について、掲示者の登録団体へ連絡の上、掲示物を撤去できるものとする。

付 則

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

付 則

1 この要綱は、令和元年5月7日から施行する。

付 則

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表（第3条2項関係）

設備	単位	費用
ロッカー	1年間	1,200円

※但し、年度の途中から利用する場合は、上記費用を利用翌月から年度末までで月割した額とする。

様式1 (第2条関係)

豊島区地域活動交流センター団体登録証	
団体名	_____
代表者	_____ No. _____
発行日	_____
有効期限	_____まで
豊島区区民部区民活動推進課長	
公印	

様式2(第3条の3関係)

地域活動交流センターロッカー 利用申請書

_____年 ____月 ____日

豊 島 区 長 様

地域活動交流センターのロッカーを利用について下記のとおり申請します。利用にあたっては、区の条例等に従うことを承諾します。

申請者

団体名 _____

代表者名 _____

団体所在地 _____

記

利用開始月 _____年 ____月

担 当 者 (氏 名) _____

(電話番号) _____

(メールアドレス) _____

※申請後、区が発行する納入通知書で、利用料を利用月の前月末までに納入してください。利用期間は年度単位です。次年度に継続して利用される場合は、前年度末までに利用料を納入してください。

